

## 【公 告】

### 一般競争入札の実施について

京都府立洛南病院1・2病棟トイレ・洗面増設改修工事請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年4月1日

京都府立洛南病院長 吉岡隆一

#### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名：京都府立洛南病院1・2病棟トイレ・洗面増設改修工事 一式
- (2) 工事場所：京都府立洛南病院
- (3) 工事概要：第1病棟及び第2病棟の計8室の扉強化・トイレ・洗面増設
- (4) 工事期間 契約締結日から令和6年6月30日まで

#### 2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷2

京都府立洛南病院事務部会計課

電話番号 (0774) 32-5900

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

##### ア 交付期間

令和6年4月1日（月）から令和6年4月10日（水）までの間  
(日曜日及び土曜日を除く。)

##### イ 交付場所

(1) に同じ。

##### ウ 交付方法

交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に来院すること。

#### 3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次の(1)から(6)までのいずれにも

該当しない者で、5に掲げる資格審査の項目について審査を受け、合格と判定された者とする。

- (1) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出日において、3箇年以上の営業実績を有しない者
- (3) 申請書又は添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 次のいずれかと認められる者以外の者
  - ア 京都府建設工事競争入札参加資格を有していること。
  - イ 過去3年間に今回の修繕工事と同等以上の設備修繕工事の実績を有し、誠実に履行した者と認められる者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

## 5 資格審査の項目

4の一般競争入札に参加する者に必要な資格を有するかの審査

## 6 入札参加資格の審査

入札に参加を希望する者は、申請書及び一般競争入札参加資格審査資料（以下「申請書等」という。）を京都府立洛南病院長（以下「院長」という。）に提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

2の(2)のアと同じ。

- イ 交付場所  
2の(1)に同じ。
  - ウ 交付方法  
2の(2)のウに同じ
- (2) 申請書の提出期間等
- ア 提出期間  
2の(2)のアに同じ
  - イ 提出場所  
2の(1)に同じ。
  - ウ 提出方法  
提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に提出すること。
- (3) 申請書等
- 申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。
    - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない誓約書
    - イ 4の(1)~(7)に該当しないことを証明する書類又は誓約書
    - ウ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
- (4) 申請書等の提出
- 申請書等を提出した者に対し、資格審査の公平を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成に用いる言語
- 提出書類は、日本語及び日本国通貨で作成するものとする。なお、外国貨幣を換算する場合については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (6) その他
- 申請書等の作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

## 7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に通知する。

## 8 参加資格を有する者の名簿への登載

7の資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府立洛南病院1・2病棟トイレ・洗面増設改修工事一式に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

## 9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日の翌日から令

和7年3月31日までとする。

## 10 変更届

申請書を提出した者（8の名簿に登載されなかつた者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があつたときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を院長に届け出なければならぬ。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 営業所等の名称又は所在地
- (4) 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名

## 11 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至つた場合においては、それぞれに掲げる者（3並びに4の（1）、（5）及び（6）に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると院長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。
  - ア 個人が死亡したときは、その相続人
  - イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
  - ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
  - エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継した法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他院長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があつたときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

## 12 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至つたときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
  - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (2) (1) 又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

### 13 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所
  - ア 日時  
令和6年4月15日（月）午前10時から
  - イ 場所  
宇治市五ヶ庄広岡谷2  
京都府立洛南病院本館2階会議室
- (2) 入札の方法  
持参によることとし、電送による入札は認めない。
- (3) 入札書に記載する金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は、切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札
  - イ 6に掲げる申請書により参加資格を認められなかった者の入札
  - ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
  - エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
- (5) 落札者の決定方法  
京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）

第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否  
要する。

#### 14 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

#### 15 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項に該当する場合は、免除する。

#### 16 その他

- (1) この入札の実施については、1 から 15 までに定めるものほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。